

第 1 1 次宮城県職業能力開発計画（中間案）からの主な変更内容

	項目	変更内容
1	第 2 部 4 デジタル化の状況 (16・17 ページ)	中小企業等のデジタル化の状況について、図表を追加します。
2	基本的方向性 2 施策 1—③ (25 ページ)	<u>宮城職業能力開発促進センターにおいて、離職者訓練等により第四次産業革命に対応できる、ものづくり分野の I T 人材を育成します。</u>
3	基本的方向性 2 施策 1—⑦ (26 ページ)	<u>宮城職業能力開発促進センターにおいて、中小企業等の在職者に対して、民間を活用し、I T の活用による生産性の向上に向けた訓練を実施します。</u>
4	基本的方向性 3 (27 ページ)	関係機関による幅広い連携の下、 <u>キャリアコンサルティングの活用等により、一人ひとりの状況に応じた丁寧かつきめ細かな就職支援に取り組む必要があります。</u>
5	基本的方向性 3 施策 2—③ (28 ページ)	<u>宮城職業能力開発促進センターにおいて、離職者訓練で女性向けの訓練コースを設定するなど、ものづくり産業で働くために必要な知識・技能の習得や就職支援に取り組みます。</u>
6	基本的方向性 3 施策 2—④ (28 ページ)	<u>マザーズハローワーク青葉やみやぎジョブカフェ、みやぎシゴトサポーターなどの関係機関との連携の下、ものづくり産業の魅力や仕事の特性についての理解促進を図りながら、キャリアコンサルティングの活用等により、女性一人ひとりの状況に応じた職業訓練等の情報提供や就職支援に取り組みます。</u>
7	基本的方向性 3 施策 3—④ (29 ページ)	<u>宮城職業能力開発促進センターにおいて、企業での職場実習を組み合わせた離職者訓練を実施します。</u> <u>また、東北職業能力開発大学校において、学卒者訓練により産業の基盤となる高度なものづくりを支える人材を育成します。</u>